

土 木 工 事 一 般 仕 様 書

1 受注者は、設計図書へ記載されている事項以外は、すべて「岡山県土木工事共通仕様書」、「岡山県農業土木専門工事共通仕様書」及び関連仕様書、このほか各仕様書に記載されている基準類に基づき施工すること。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議すること。

2 受注者は、道路の通行制限を行う場合には、津山市都市建設部管理課に「道路の通行禁止又は通行制限許可申請書」を提出し許可を受けること。また、所管の警察署に「道路使用許可申請書」を提出し許可を受けること。なお、その許可証は工事現場に備えること。

3 受注者は、工事の施工に当たっては、地元関係者との紛争がないよう、受注者で責任をもって施工すること。

4 受注者は、設計図書、仕様書に明示のない事項、その内容に疑義を生じた場合及び設計図書と工事現場の状態が一致しない場合は、直ちに監督員と協議し、その指示を受けて施工すること。

5 工事の下請負について

(1) 下請負の要件

受注者は、工事の一部を下請負に付する場合には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)第 15 条第 2 項に基づく書類の提出を行うものとする。なお、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ① 受注者が工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- ② 下請負者が津山市建設工事請負契約競争入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
- ③ 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。

(2) 下請負人選定一覧届出書

受注者は、請負金額にかかわらず、すべての下請負人について下請負人選定一覧届出書により発注者に届出しなければならない。

下請負人選定一覧届出書は、下記のいずれかの事由が生じた場合に提出するものとする。

- ① 下請負契約を締結したとき。
- ② 下請負人選定一覧届出書の記載事項に変更があったとき。

(3) 施工体制台帳

- ① 受注者は、別に定める建設業法第 24 条の 8 に従って作成した施工体制台帳（作業員名簿を含む）を工事現場ごとに備え置かなければならない。
また、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に設置するとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。
- ② 受注者は①により作成する施工体制台帳に加えて所定の様式(工事担当技術台帳)を作成し、工事現場に備え置くとともに監督員に提出しなければならない。なお、様式には、監理技術者、主任技術者(下請を含む)及び元請負の専門業者(専任している場合のみ)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名、専任・非専任の別を記載するものとする。
また、受注者は、工事の施工を 2 次以下の下請負に付する場合、建設業法第 24 条の 8 第 2 項に従って記載した再下請負通知書及び下請負業者編成表の写しを提出すること。
- ③ 受注者は、監理技術者、主任技術(下請負者を含む)及び元請負者の専門技術者(専任している場合のみ)に工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させなければならない。
なお、現場での立場(監理技術者等)が明確になるように留意すること
- ④ 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。
- ⑤ このほか請負契約書の写し、有資格及び恒常的な雇用関係を証する書面等必要な書類を提出すること。

6 工事カルテ作成・登録について

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の全ての工事について、工事实績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に工事实績情報として「工事のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は、適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

7 安全訓練について

- ① 受注者は、現場における安全訓練として、労働安全衛生法に基づき行う日々の安全教育のほか、工事現場に即した安全・訓練等について、全ての作業員を対象に毎月 1 回半日以上の頻度で実施するものとする。
- ② 受注者は、安全訓練等の実施に当たっては、「岡山県土木工事共通仕様書」総則 1-1-1-4 施工計画書の記載事項とし、実施項目を記載し、監督員に提出するものとする。

8 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）について、津山市が発注する工事のうち、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）を使用する工事、または特定建設資材廃棄物（特定建設資材が廃棄物となったもの）が発生する工事などで、建設リサイクル法施行令第2条第1項の規定による建設工事の規模に関する基準以上のもの（以下、対象建設工事という。）については、施工方法に関する一定の技術基準に従い分別解体等を行い、また分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行うこと。

- ① 「対象建設工事」においては、建設リサイクル法第12条第1項に規定する説明事項（分別解体等の方法・解体工事に要する費用・再資源化等をするための施設の名称及び所在地・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等）について、契約書を提出する前に別に定める「通知に係る事前説明事項」の書面を監督員に提出し協議すること。
- ② 上記①の特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により許可を受けた収集運搬業者、処分業者に特定建設資材廃棄物の運搬、処理を委託する場合、委託先の業者からの見積書徴収に基づくこと。また、解体工事に要する費用についても工事を直接行う者からの見積書徴収に基づくこと。
- ③ 「対象建設工事」の契約書に掲げる「別紙のとおり」の「別紙」とは、「建設リサイクル法第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条の規定による書面」とする。
- ④ 受注者は、「対象建設工事」において「建設業の許可票」若しくは「解体工事業者登録票」の標識に下図ステッカーを貼付しなければならない。
- ⑤ 受注者は「対象建設工事」において監督員から建設リサイクル法第11条に規定される「通知」が完了した旨の回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
- ⑥ 受注者は、現契約が「対象建設工事」以外の工事で、工事着手後、現場条件等により「対象建設工事」となる場合は、監督員と速やかに協議し、⑤と同様、監督員からの回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
- ⑦ 受注者は、「対象建設工事」において、当初契約時に記載した再資源化等施設と異なる施設で再資源化等を行う際には、監督員と協議を行わなければならない。
- ⑧ 受注者は、「対象建設工事」における特殊建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化等報告書を監督員に提出しなければならない。

「対象建設工事」(ステッカー)



注) 通知が終了後、市監督員が交付。